

新宮町告示第48号

令和2年第2回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年4月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和2年4月28日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

温水 眞君

濱田 幸君

西 健太郎君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第2回(臨時)新宮町議会会議録(第1日)

令和2年4月28日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年4月28日 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定について

日程第3 第52号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定について

日程第3 第52号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について

出席議員(12名)

1番 安武久美子君

2番 温水 眞君

3番 末吉富美徳君

4番 濱田 幸君

5番 上畝地白馬君

6番 西 健太郎君

7番 大牟田直人君

8番 高木 義輔君

9番 北崎 和博君

10番 横大路政之君

11番 松井 和行君

12番 牧野真紀子君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 井上 和広君

主幹 桐島 美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	片山 勇二君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	大原 稲子君
健康福祉課長	……………	山口 望美君	子育て支援課長	……………	藤木 恵介君
税務課長	……………	高橋 忠久君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君

午後1時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼。こんにちは。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） ただいまから令和2年第2回新宮町議会臨時会を開会いたします。それでは配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、10番 横大路政之議員、11番 松井和行議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議第いたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これにより、議案の審議に入ります。

日程第3. 第52号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第52号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様こんにちは。

本日ここに、令和2年第2回新宮町議会臨時会を緊急に招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、東京オリンピックは延期をされました。また、プロスポーツなどの開催が見送られている中に、令和2年4月7日に福岡県を含めます7都道府県に対しまして、緊急事態宣言が出されました。その後、全都道府県に拡大をされております。実施期間は5月6日までとなっております。

また、国におきまして、緊急経済対策しまして、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金などの概要が示されております。新宮町におきましても、新型コロナウイルス感染症によりまして、感染者6名が確認をされております。福岡県や関係機関と連携をしながら推移を見守っており、1日も早い回復を願っているところでございます。今後も感染の拡大防止に努めるとともに、緊急経済対策も迅速に対応してまいります。

また、先日、大型店、スーパーへ行きまして、各店長と会いまして、町長からの要請、お願いということで、緊急事態宣言の周知、そして、店舗内での感染予防対策の徹底、そして、近隣住民への配慮等お願いしてまいりました。

特に、IKEA等は面積に対しまして、3密にならない人数は1,800人と入店制限もしております。日曜日の推計では、一時的な来店者は900名ということでございました。これら予防対策はしっかりやっていると説明を受けております。また、どの店舗も再度確認をし、しっかりと取り組んでまいりますという姿勢を見せてくれました。

これからゴールデンウィークを迎えます。命にかかわることです。不要不急の外出は控えていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の先行きが見えない中、非常に厳しい状況ではありますが、行政、議会、そして町民の皆様とともに、難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

それでは、議案の説明を、政策経営課長にさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第52号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億630万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,907万2,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。

10ページ11ページをお願いします。

4款1項2目予防費の11節消耗品費250万円は、新型コロナウイルス感染症対策のためのエタノールやマスク、防護服セット等を購入するためのものがございます。

7款1項2目商工業振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業活動を縮小、あるいは休業を余儀なくされ、売上高が大きく減少した町内事業者を応援する、小規模事業者応援給付金を支給するための経費を計上しています。1節報償費及び9節旅費は、パートタイム会計年度職員任用職員の報酬と通勤にかかる費用弁償、12節役務費は、交付決定通知書を送付するための郵便料金です。19節、小規模事業者応援給付金2億円は、要件に該当する事業者に対し支給するもので、対象の事業者の見込みは1,500社。法人事業者に10万円、個人事業者に15万円を支給することとしております。

10款教育費では、小中学校の臨時休業期間が延長されたことに伴い、児童生徒への学習課題等を送付するため、2項小学校費の各小学校管理費及び、次のページになりますが、3項中学校費の各中学校管理費に郵便料金を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

8ページ9ページをお願いいたします。

18款2項2目1節財政調整基金繰入金2億630万2,000円で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、歳入歳出全般について質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、お尋ねします。

参考資料でですね要綱等、またあと近隣の状況もいただいております。その中でですね、新宮町の今回の支援というか、その特徴として、個人事業主に手厚くですね、やっているとよくわかるんですけども。まずですね、法人と個人と分けられたというところで、その法人というところのですね、定義を一つお尋ねをしたいと。というのが1点。それとですね、商工会等からもですね、要望書も私は見させていただいたんですけども、新宮町の商工会の会員っていうかですね、会員がどの程度いらっやっやって、どの程度カバーできたのか。という、この2点お伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、まず2点目の1点目ですね法人の定義ということで、お答えさせていただきます。

本町におきましてはですね、法人については株式会社有限会社等がございますので、そういったですね組織化された方で、個人事業主というのは個人でですね営業等の活動されて、その営業

収入があるという方ということですのでですね定義をさせていただいております。

この差額につきましてはですね、新宮町の状況、そしてまた商工会の情報ですね、さまざまな問い合わせの状況などから個人事業主の困っている方が多いということですので、そういう判断をいたしまして、国や県とですね真逆のですね、法人よりも、個人のほうを手厚く給付金をしたという経緯でございます。

商工会のほうですけれども、企業数ですね会員数と、聞いておりました、大体、町の企業数で900以上ありますけれどもその中でですね600程度の商工会の方がおられまして、そのうちの9割方がですねこの対象になるのではないかとということですので聞いております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、まずその商工会600社あって90%はカバーできるというところなんですけれども、これの法人と個人のちょっと振り分けをですね、1点お尋ねしたいというところですね。

それとですね、法人の定義というところで株式会社とか、有限会社、そして、多分、合同会社とか合資会社とか、非営利法人NPOもこれ法人のくくりじゃなかろうかと思うんですが、結局ですね、個人事業主、これは全体今現状がですね大ダメージを受けてるっていうのはわかるんですけども、法人でもですね、株式会社も、今もそうだと思うんですけど、とりあえず1円からでもできるわけですね、合同会社とかいうのは、1万円から会社が設置できると、設立できる。というふうな規定規程だと思うんですが、そういう方たちもですね、かなり個人事業主と似たような形の会社運営をやっているところもあると思うんですが、そういうところとですね、これ20人以下ですよ。法人で20人以下なんでしょうけど、20人となると結構な規模の会社組織だと思うんですね、だからそれをひとくくりにするのはどうかなっていうふうに思うんですが、その点いかがでしょうかね。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、まず1点目のですね法人個人の振り分けということでございますけれども、商工会のほうに問い合わせをいたしましたけれども、ちょっとそこら辺までですね、今振り分けができないということですので、すいませんその回答のほうはいただいていないということでございます。

またですね法人についてでございますけれども、これは小規模事業者ということで、定義がありま
すのでその部分でですね当てはめて今回、給付のほうの対象ということでさせていただいておりますけれども、先ほど言われましたですねNPO法人等につきましてはですね、その業種内容によ

りですね支給するというので、なるべく今回の支給につきましては、幅広くということを考えておりますので、できる限りですね、内容を精査しながらですね、事業者のほうは、広げていくと、できる限り、認めていくような形でいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今認めていくっていうのは、僕は言ってるのはですね、法人は10万円で個人が15万じゃないですか、法人の中には、株式会社で資本金も大きく売上高の高いという株式会社もいらっしゃると思うんですね。で、片方で、法人であってもですね、合同会社とか合資会社とか、そういった会社もいらっしゃるって、個人事業主と同じような、組織形態つか組織形態じゃないですけども、規模としてそれぐらいの会社もいらっしゃる、いうところも加味すると、そこを一律法人でくくって、10万円っていうのはちょっとどうかなっていうことでお尋ねをしたんですね。だからそういう広く幅広くということところはですね、今言われたのは、そういった非営利法人とか合資会社とか合同会社とかですね、そこら辺については、15万の枠内に納めていくという意味なんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、お答えいたします。

法人ということにつきましては現時点で私どもに認識ではですね会社組織をつくっているということで捉えておりますので、この提出の中にですね提出物の中には、その法人としての登記とかもですね、入れてもらうような形をとりたいたいというふうに考えておりますので、そういう確認をしながらということになりますので、個人経営のような形をされてあってもですねそういう法人格をお持ちの会社についてはですね、法人として扱いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。今、4回目ですけどはい北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 法人の中にはですね私が言っているのは、法人の中には、法人格を持って法人格で運営をしてるけども、そんなに規模が大きいとか、従業員が1人とか2人とか、いうふうな、会社法人組織もあると思うんですね、それを1くくりには法人が10万円で個人が15万ですよって言ったら、そういう小規模の法人組織は、ちょっとかわいそうな気がするんですよ。だからそこら辺を、法人と個人とかいうことじゃなくてですね、そういう小規模の法人であればですよ、15万円を給付するとか、そういうふうな形のほうがすごく、町として、町の対応として、すごく、親切かなと。いうふうなことで質問させていただいたんですよ、それについて、町長どうですかね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、町長。

○町長（長崎 武利君） 今議員さんご質問通りですね、そういったこともあろうかと思っております。

ます。今回ある程度厳しく、精査をするじゃなくてですね、やはり緩やかに、やはり、町内の企業、個人の事業者に向かってやってくれと。ただ企業化されますと県、国のまた、支援、これが大きな差額がありますのでですね。町としましては特別に個人に手厚くという形で5万円の差を逆につけたわけでございますけども、法人の場合は、そういった方々はまた県とかまた国のですね、そういったことに、特に、申請をしていただきながらですね、そういった指導もやっていかなければいけないんじゃないかなと思いますし、そういったことで、やらせていただきたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） 私の方で補足します。

国のほうから出てます持続化給付金がございます。この中で、法人については200万、個人事業主については100万というふう給付になっています。この中の法人の定義でございますが、今議員おっしゃるように、NPO法人、あるいは、会社形態以外の法人というのが幅広く含まれていますので、この法人で200万という給付がですね、大きく個人との事業所との差が出ておりますから、今回、今町長も申しましたように、新宮町としては金額の差は5万ですけども、個人の事業主に少しでもですね、手厚く、給付したい。それも少し早くでも給付したいということで、差別化してます。基本的にはもう10万でいこうという話は、あったんですが、その若干差は5万円で、ただ、それを審査上、今議員言われますように、そういった通常会社以外、小規模な法人をですね、どのように、審査するかということでそこにいわゆる視点を設けますとどうしても時間がかかったり、確認するのに時間がかかったりとそういうことはありますので、今回は少しでも早く出したいということも含めて、まず法人か個人かというようなわかりやすいような状況での判断で、その法人の場合の事業形態とか業種内容云々についてはですね、今回はそこまで、調査は少し控えておこうということでの対応にしているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、緊急性を要するということで、今回は、法人と個人に分けて、そしてこのような給付をしていくと。迅速ですね、やっていくということなんでしょうけど、現状ですね、新宮町がどの程度そういう企業はいらっしゃるのか私も把握はしてませんが、やはり、個人事業主の人もそうなんでしょうけど、そういった細々とやってる法人の方もいらっしゃるという現状を踏まえてですね。今後ですね、そういうのを、今後の対策にですね、生かしていただきたいというふうに思っております。

○議長（牧野 真紀子君） はい。他に。ご質問。はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい、お尋ねします。

まず1点目はですねこの財源についてなんですが、先ほどの説明がありましたように財政調整基金を活用するというので報告を受けてますが、今まさしく国会でですね、審議されてます、臨時交付金についてですね、活用も認められてると。いうふうに私はニュース報道等で聞き及んでおるんですが、今回の財源にですね、充当する、臨時交付金が決定すればですね充当する考えがあるのかどうか、確認をさせていただきたこれが1点ですね。

もう1点はですね、交付対象者の特定についてなんですが、先ほどの北崎議員の質問とは少し違ってくるんですが、事業者という、新宮町内で事業を営んである方、居住地とは一切関係なく、新宮町内で事業を営んである方と、いうことで定義されるんでしょうか、その辺を確認をさせていただきます。2点。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） はい、交付金につきましての充当は、今後の状況等を考えましてですね、充当するのかどうかというところは、財政調整基金のほうに繰り入れるかどうかというところは、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 事業費、事業者の定義ということでございますけども、新宮町に主たる事業所、もしくは、店舗を有するものということではしておりますので、例えば古賀市に住んでいてですね新宮町に店舗を構えているという方については対象ということになります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい、まず財源についての考え方なんですが、少なくともですね、手厚い保護っていうのは、対応っていうんですか。が、求められてる時期ではありますんで、臨時交付金が決定すればしたでですね、新たなやっぱり施策を考える必要性が私はあると思うんですね。自治体によってはもう堂々とですね、それに充当しますというような自治体もあるようですが、少なくとも新宮町においてはですね、これはこれとして財政調整基金を活用して、なおかつですね、要するに臨時交付金を活用した新たな支援策っていうのはやっぱり模索されるべきじゃないかな、そういう、環境にあるんじゃないかなという思いがありますんで、質問の趣旨としてはですね、要するにそういう活用方法をぜひ検討していただきたいというふうに思います。これが1点ですね。

それからもう1点の業者の特定についてなんですが、これは非常にですね難しい部分もあると思いますけれども、例えば新宮町に限らずですね、例えば、複数の店舗を各自治体にお持ちの業者さんもいらっしゃるかもしれない、ただそういう時にですねその、中小企業と言われる定義にですね。どうやって該当するのか、例えば1店舗1人ずつ従業員がいらっしゃるってトータルして

も20人はいない。でも複数の事業所があると、そういう場合は、それぞれの自治体からそれぞれ、受給できるのかというようなこともあろうかと思えますのでその辺のですね、運用方法についてはですね、やはりきちっとしたその不公平感が生まれないうようなですね、運用方法をやっぱり考えないかんじゃないかなというふうに思いますので、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、先ほどの新宮町に店舗っていうことでですねほかの町にもあるということですね、そういう問い合わせは現にいただいております。そのような場合でもですね、新宮町独自ですね、新宮町での店舗の従業員数とですね、収入とかですね売り上げ等ですね判断ができればですね、新宮町のほうですね、給付するという、なるべく幅広くということ先ほどから申し上げてますので、認めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、町長。

○町長（長崎 武利君） 臨時給付金につきましては例の国の1兆円のことであろうかと思いますが、これにつきましてはですね、今ここは2億円の予定しておりますことはちょうど緊急事態宣言、この1か月の間のですね、一つ、そういったことで、充当させていただいて、また今後どんなふうになるかわからないものですから、一応その給付につきましてはまた新たにしっかりと考えてですね、使わせていただこうかと思っております。また、それとともにですね。やはり財政調整基金が、やはりこう減っていきますのでですね、これに対しましてふるさと基金とか、また事業の見直しですね。これ恐らくあの歳入につきましてもですね、税収がやはり減っていくと。減額されていこうかと思っております。またその中で、支出に対しましてですね、補助金とかまた単独費とかですね、このことについて、各課にですね、見直しの方針案をですね、示して、これからですね、しっかり、取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい、考え方としてはよく理解できます。もう一度ですね申し上げたいのは、要するに今やらないかんことっていうのは、いかにですね、この環境からですね、平静な状態に戻すかということがまず1番でございますので、それにはやはり住民の皆さんの協力、事業者の方も、含めてなんですこれが必要になってくるわけですから、そのためにはやはり、対策事業予算というのはこれ必要になるんじゃないかなと私も常々思ってますのでその辺を配慮したですね、予算編成をこれからまた継続的にお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後になりますけど、消耗品費の予算が計上されておるんですが、これの調達はですね現実マスクは、大騒ぎされてます。エタノールもそうですけど、現実にはですねその予算組んで調達ができるのかどうか、その辺の見通しについて最後お尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） はい、お答えさせていただきます。

この消耗品に関しましては、今、予定しているのは、エタノール、マスク、防護服を予定しております。エタノールに関しましてはですね、国のほう、県を通してですね、希望調査があっておりますのでですね、時期ははっきりはしておりませんが、購入できるんじゃないかなと思っております。マスクに関しましては、町内の企業さんのほうからですね、1万枚調達できるっていうお話をいただいておりますのでですね。この1万枚マスクも、できるんじゃないかなと思っております。あと防護服、これも今、うちのほう、在庫が少なくなってきておりますので、防護服セット、200セットを購入する予定しておりますが、これに関しましてはですね業者のほうに尋ねておりますが、いつ入荷するかわからないというような状況ですが、予算をとって注文入れないとですね、調達できませんのでですね、エタノール、マスクは調達できると考えておりますが防護服は今のところ難しいと。いつ入るかわからないっていうようなことが現状でございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、他にございませんか。

それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第52号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして全日程を終了し、令和2年第2回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月26日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（10番） 横大路 政之

署名議員（11番） 松井 和行